

【研究ノート】

障害関係シンボルマークに対する 大学生の認知に関する一考察

坂下 晃祥, 立花 直樹

Study of University Students' Recognition of Disability Access Symbols

Akiyoshi Sakashita and Naoki Tachibana



2011年3月

総合福祉科学研究

Journal of Comprehensive Welfare Sciences

【研究ノート】

障害関係シンボルマークに対する大学生の 認知に関する一考察

坂下 晃祥*，立花 直樹**

Study of University Students' Recognition of Disability Access Symbols

Akiyoshi Sakashita* and Naoki Tachibana**

要 旨

今日の日本では、身体障害児や身体障害者、知的障害児や知的障害者、精神障害者が年々増加している。

このような社会状況の中で、「物理的バリア」「制度的バリア」「文化・情動的バリア」「心理的バリア」を取り除くことのできる、共生社会の構築が必要とされている。バリアフリー推進の一助を担うものとして、政府や各当事者団体等が制定する「障害関係シンボルマーク」の普及啓発が挙げられる。しかし、これまでシンボルマークに関する調査・研究は殆ど行われていない。

本研究では、障害関係シンボルマークの普及啓発の在り方を明らかにするために、社会福祉専門職を目指す大学生131名を対象に「障害関係シンボルマーク」に対する認知調査を実施した。さらに、本稿では、障害関係シンボルマークの使用・普及啓発等に関する考察を行った。

Abstract

Today's Japan is facing the reality that the nursing needs of children and persons with disabilities, children and persons with mental disabilities, and persons with psychiatric disorders are increasing every year.

In the context of this social situation, construction of a harmonious society of coexistence which eliminates “physical barriers,” “institutional barriers,” “cultural and informational barriers,” and “mental barriers” is deemed essential. As a key role-playing factor in the promotion of a barrier-free society, the spread of public education regarding “Disability Access Symbols,” as established by the government and relevant organizations, has come to the forefront. However, until now, there has been almost no investigation or research performed in regard to these symbols.

In this research, in order to clarify the state of spread of public education regarding Disability Access Symbols, an investigation of the awareness of “Disability Access Symbols” was conducted across 131 college students studying towards social welfare professions. Furthermore, this paper presents discussion of the use of Disability Access Symbols and the spread of public education regarding them.

受付日 2010.9.22 / 受理日 2010.11.10

* 花園大学 社会福祉学部 講師, ** 関西福祉科学大学 社会福祉学部 講師

● ● ○ **Key words** シンボルマーク access symbols / 大学生 college students / 偏見 prejudice / バリアフリー barrier-free / 障害者 person with disabilities / 福祉専門職 social welfare profession

I. はじめに

日本国憲法第25条第1項では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定され、障害の有無に係わらず、全ての国民に「生存権」が保障されている。昭和45（1970）年5月21日に定められた障害者基本法（法律第84号）の第2条で障害者を「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」と定義している。

厚生労働省が実施した「平成18年身体障害児・者実態調査」によると、日本の身体障害児は、出生率の低下による児童の減少により、昭和45（1970）年に降年々低下していた。しかし、平成8年の調査結果からは、総体的に増加に転じ、平成18年の身体障害児数は、昭和45（1970）年頃の第2次ベビーブーム並みの水準となっている¹⁾【表1参照】。

表1 日本の身体障害児数の年次推移

種類 年次	総数	視覚 障害	聴覚・言 語障害	肢体不 自由	内部 障害	(再掲) 重複障害
推計数 【単位 上段:百人,下段:%(構成比)】						
昭和45年 (1970年)	938	70 7.5	237 25.3	575 61.3	56 6.0	414 13.4
62年 (1987年)	925	58 6.3	136 14.7	535 57.6	198 21.4	66 7.1
平成3年 (1991年)	810	39 4.8	112 13.8	485 59.9	175 21.6	63 7.8
8年 (1996年)	816	56 6.9	164 20.1	414 50.7	182 22.3	39 4.8
13年 (2001年)	819	48 5.9	152 18.6	477 58.2	142 17.3	60 7.3
18年 (2006年)	931	49 5.3	173 18.6	501 53.8	207 22.2	152 16.3

出典：厚生労働省社会・援護局
「平成18年身体障害児・者実態調査結果：表3」2006¹⁾

また、厚生労働省が実施した「平成18年身体障害児・者実態調査」によると、日本の身体障害者では、特に肢体不自由者並びに内部障害者が顕著に増加しており、身体障害者総数は、昭和45（1970）年に「約1,314千人」、平成8（1996）年に「約2,933千人」、平成13（2001）年に「約3,245千人」、平成18（2005）年に「3,483千人」

と年々増加している²⁾【表2参照】

国全体の高齢化が進み、世界でもトップクラスの医療技術と長寿である日本においては、今後も障害者が増加の一途を辿ると予測されている。

表2 日本の身体障害者数の年次推移

種類 年次	総数	視覚 障害	聴覚・言 語障害	肢体不 自由	内部 障害	(再掲) 重複障害
推計数 (単位 上段:千人,下段:%)						
昭和26年 (1951年)	512	121 23.6	100 19.5	291 56.8	—	—
30年 (1955年)	785	179 22.8	130 16.6	476 60.6	—	—
35年 (1960年)	829	202 24.4	141 17.0	486 58.6	—	44 5.3
40年 (1965年)	1,048	234 22.3	204 19.5	610 58.2	—	215 20.5
45年 (1970年)	1,314	250 19.0	235 17.9	763 58.1	66 5.0	121 9.2
55年 (1980年)	1,977	336 17.0	317 16.0	1,127 57.0	197 10.0	150 7.6
62年 (1987年)	2,413	307 12.7	354 14.7	1,460 60.5	292 12.1	156 6.5
平成3年 (1991年)	2,722	353 13.0	358 13.2	1,553 57.1	458 16.8	121 4.4
8年 (1996年)	2,933	305 10.4	350 11.9	1,657 56.5	621 21.2	179 6.1
13年 (2001年)	3,245	301 9.3	346 10.7	1,749 53.9	849 26.2	175 5.4
18年 (2006年)	3,483	310 8.9	343 9.8	1,760 50.5	1,070 30.7	310 8.9

出典：厚生労働省社会・援護局
「平成18年身体障害児・者実態調査結果：表1」2006²⁾

一方、厚生労働省が実施した「平成17年度知的障害児（者）基礎調査結果の概要」によると、日本の知的障害児・者数は、平成2（1990）年以降、年々増加している³⁾【表3参照】。

表3 日本の知的障害児・者数の年次推移

程度 年次	総数	最重度	重度	中度	軽度	不詳
推計数 【単位 上段:百人,下段:%(構成比)】						
平成2年 (1990年)	2,838	352 12.4	883 31.1	764 26.9	692 24.4	148 5.2
7年 (1995年)	2,971	371 12.5	912 30.7	877 29.5	717 24.1	94 3.2
12年 (2000年)	3,292	455 13.8	926 28.1	776 23.6	732 22.2	403 12.2
17年 (2005年)	4,190	624 14.9	1,022 24.4	1,067 25.5	975 23.3	501 12.0

出典：厚生労働省社会・援護局
「平成17年度知的障害児（者）基礎調査結果の概要」2006³⁾

さらに、『障害者白書』のデータを俯瞰すると、日本における精神障害者総数は、平成13(2001)年に「約204.1万人」、平成17(2005)年に「約258.4万人」、平成21(2009)年に「約303.0万人」と年々累増している⁴⁾⁵⁾⁶⁾【表4参照】。

表4 日本の精神障害者数の年次推移 (単位:万人)

	平成13年度	平成17年度	平成21年度
在宅生活者数	170.1	223.9	268.0
施設入所者数	34.0	34.5	35.0
総数	204.1	258.4	303.0

出典:『平成13年版、平成17年版、平成21年版の障害者白書』のデータを参照し、筆者が作成⁴⁾⁵⁾⁶⁾

この様に、知的障害、身体障害、精神障害に関わらず、障害児・者は年々増加している。一般的に、障害児・者数の増加要因は、医療技術の進歩、水や空気等の環境汚染、農薬使用・遺伝子組み換え農法の普及や食文化の変化、社会的ストレス、女性による喫煙や薬物使用者等、様々な原因が複層的に絡み合っていると言われている。

障害者基本法(法律第84号)の第5条では、障害者に対する国民の理解を促進するために、「国及び地方公共団体は、国民が障害者について正しい理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。」と国並びに地方公共団体の責務を規定している。

このような状況下で政府は、「生活に障壁(バリア)を感じないよう対応を必要とする人が、今後さらに増加」するため、「障害の有無や年齢、個々人の置かれた状況に関わらず、国民一人ひとりが自立し、互いの人格や個性を尊重し支えることにより、共生社会の実現に向けた環境整備が重要」と指摘している⁷⁾。そのためには、「障害児・者などが社会生活をしていく上でバリアとなるものを除去し、新しいバリアを作らないことが必要である」⁸⁾とした上で、「物理的な障壁(バリア)のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁(バリア)に対処するという考え方(バリアフリー)が必要であり、これに基づく取組みの必要性」をも指摘している⁹⁾。

II. 障害者に対する偏見について

知識はイメージの形成につながり、イメージは意識

の形成に繋がる。つまり、正しい知識を持つことが、正しいイメージを持つことになり、過度に否定的若しくは過度に肯定的といった偏った意識を形成することを防ぐことに繋がり、ひいては、差別を防止することにもつながる。

特に言語や習慣の異なる外国人とは、言葉や文化の違いにより誤解が発生しやすいが、同じ国民であっても、価値観の相違等により誤解が発生する場合がある。誤解の原因は、相手の事実や考えや言葉の意味を正しく理解できないことで、相手の意図や真意を理解できないと、思い込みが膨らんでステレオタイプへと発展する。健常者と障害者でも、福祉用具や介護等の日常的ケアの有無など、一部生活スタイルが異なるため、適切な理解がない場合は誤解や偏見が生じやすくなる。

キリンは首が長い動物と擦り込まれた子どもの多くは、キリンの足や舌が長いことや多くの角がある事や種類によって模様が違うことなどに気づかず、長い首だけに注目してキリンを捉えるという「ステレオタイプ」に陥ってしまう。キリンを何度見ても、首の長いことにしか視線が行かなくなってしまうと、偏見に陥る事になる。子どもと動物だけの関係であれば、個人的な問題として処理することもできるが、その子どもと周囲との関係や動物と社会との関係を鑑みて問題が生じるのであれば、単なる個人的な問題としては済まされない。ステレオタイプには、「個人対個人」だけの関係ではなく、「個人対集団」「集団対集団」の関係がある。

ステレオタイプは、真実を反映することもあるが、対象集団や成員に関する情報が誤解され、誤解に意思が加わり情報が捻じ曲げられ、捻じ曲げられた情報が社会的現実を表す陰謀を含んで知識として集積され、陰謀を秘めた知識がもっともらしい噂話として広がり、噂話には尾ビレ・腹ビレ等が付いて肥大化していく。対象集団の成員や個人に関する情報が当初の事実と異なり捻じ曲げられて「偏見」となり、社会的実在として処理される事は、大きな問題である。個人や対象集団・その成員に関して創作されたイメージ仮説であるステレオタイプがそのまま受容され、社会のマジョリティが持つステレオタイプに合致しないマイノリティ集団の特性や成員行動が無視されたり、例外視されたりする事が大きな問題である。立花(2007)は、

「誤った認識（誤認）」が「ステレオタイプ」へと発展し、「ステレオタイプの広がり」が「偏見」に繋がっていく危険性について指摘している¹⁰⁾。

平成17（2005）年11月7日に制定された「障害者自立支援法」の成立を巡っては、障害者のサービス選択権や生活保障に関して、否定的な側面がクローズアップされ、現在の民主党政権下では「障害者自立支援法」を廃止し、「障がい者総合福祉法（仮称）」の制定に向けた協議が進んでいる。障害者が増加している社会に対して、悲観的で暗いイメージを助長する要因として、「障害福祉施策や障害者に対する誤った認識」等が挙げられる。過度に誤った認識は「障害者に対する偏見」や「障害者差別」につながる危険性もある。危険性を払拭する為の解決策として、「障害者」や「障害者施策」に対して、正しい知識や認識をもつことが重要である。正しい知識や認識を持つことで、心のバリア（偏見）が取り除かれていく。

Ⅲ. 日本における福祉施策の変遷

日本国憲法第25条第2項には、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障、及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定されている。これにより、社会福祉の向上や増進が国の義務規定として最高法規に規定された。これに基づき、旧生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法の福祉三法が制定、社会福祉事業法（現在の社会福祉法）の制定を経て、精神薄弱者福祉法（現在の知的障害者福祉法）、老人福祉法、母子福祉法（現在の母子及び寡婦福祉法）が制定され福祉六法が整備された。そして社会福祉サービスの利用は、措置制度に基づく行政処分として展開されてきた。

施設入所中心であった福祉サービスはその後、1990（平成2）年の社会福祉関係八法改正を経て、社会福祉基礎構造改革の取り組みとして「地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実」を改革の方向の一つとして掲げた。その具体的な取り組みとして、1989（平成1）年に策定されたゴールドプランおよび1994（平成6）年に策定された新ゴールドプランの推進による、在宅介護サービスをはじめとした高齢者福祉の基盤整備が進められた。1997（平成9）年には、

児童福祉法の一部改正に伴う保育制度改革や介護保険法の成立に伴い、措置から契約という大きな福祉サービス利用の転換を迎えた。また、2000（平成12）年には社会福祉事業法が社会福祉法へと改正され、同法第4条に初めて地域福祉の推進を行うことが法的に明記された。2004（平成16）年9月には、精神保健福祉対策本部が取りまとめた「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、「入院医療から地域生活中心へ」という精神保健医療福祉施策の基本的な方策が示され、精神障害者の退院促進に伴い、地域生活支援が強調された。また、障害者自立支援法の施行に伴う地域生活支援事業の実施により、障害のある人が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市町村を中心とした移動支援事業、日常生活用具給付事業、コミュニケーション支援事業等に取り組み、在宅生活支援が展開された。

物理的なバリアに対する我が国の法整備として、1994（平成6）年6月に公共施設等の特定建築物のバリアフリーデザインとバリアフリーアクセスを目的とした「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建設の促進に関する法律（ハートビル法）」が成立した。また、2000（平成12）年5月には高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を目的とした、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が成立した。その後、2006（平成18）年6月には公共交通機関のみならず、高齢者・障害者等の公共の建物並びに周辺へのアクセスに関して、円滑な移動および建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進することを目的として「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が成立し、移動と施設利用の両面から整備、重点整備地区の捉え方を広げた。また、対象者を高齢者と身体障害者だけでなく、知的障害者・精神障害者・発達障害者を含むすべての障害者が対象となり、妊産婦等を含むこととした¹¹⁾。

一方、国土交通省、経済産業省、文部科学省、警察庁、消防庁をはじめとする行政機関、交通事業者、観光・流通事業者団体、消費者団体、障害者団体、学識経験者、デザイナー等、省庁や団体の枠を越えた協議・連携を重ね、交通エコロジー・モビリティ財団 国土交

通省は2001（平成13）年3月に125項目を「標準案内用図記号」として決定した。これは、不特定多数の人が出入りする交通施設、観光施設、スポーツ施設、商業施設等の国内諸施設に使用される案内用図記号の標準となるものとして策定され、一見してその表現内容を理解できることから、文字表示に比べて優れた情報提供手段としての役割を担っている¹²⁾。

日本政府は、「障害者が利活用する器具や補助犬に加えて、各種障害を対象としたマークなどの普及を通じた、障害児・者等の抱える困難やそのニーズの理解の促進」をその取組みの一つとして挙げている¹³⁾。

このように日本の社会福祉施策は、「措置制度から契約利用」、「施設入所福祉から在宅福祉」へと変容してきている。つまり、その時代に求められる社会福祉政策を展開する必要があるが、人々が地域で生活をする上で、未だ様々なバリアや偏見が存在していることは周知の通りである。以上の取り組みを踏まえれば、「物理的バリア」「制度のバリア」「情報・文化のバリア」「心のバリア」を社会や国民から如何に取り除くかが大きな課題となっている。それらバリアや偏見を除去する一方法として、シンボルマークを使った啓発活動や学習活動が考えられる。

IV. シンボルマークの定義

渡辺・西畑（2000）は「国際化が進む現代社会において、言語や文化の壁を乗り越えることのできる『グローバルな非言語的コミュニケーション手段』」として、シンボルマークを定義している¹⁴⁾。シンボルマークを言い換えれば「万国共通の生活になければならない印（絵文字）」であり、国境・文化・言語・障害等といったバリアを取り除くことができるツールが、国際シンボルマーク（視覚的情報記号）といえる。

青木務（2003）は、国際シンボルマークを「障害者が利用できる建築物や施設であることを示すもので、全世界で共通である」と定義している¹⁵⁾。

寺山（1991）は、国際シンボルマークの存在意義として「①障害児・者に対し、利用可能な施設があることを広く知らしめる」「②都市計画家、建築家、政府関係者及び一般市民に対し、障害者の生活圏拡大及び国際シンボルマークに関する啓発運動を行う」「③各

国政府に対し、新たに建築される全ての公共建築物・交通及び施設を、コミュニティの全員が平等に利用できるように要求できる」「④全ての住宅の公共エリア・レクリエーション施設が、生活圏拡大の基本原則に則り建設されるよう要求できる」「⑤現存の建物・施設が改造の際に、基本原則に則って改造されるよう要求できる」という以上5つのポイントを挙げている¹⁶⁾。さらに、財団法人日本リハビリテーション協会は、国際シンボルマークを「障害をもつ人々が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のマーク」と定義している¹⁷⁾。

現在、障害関係の国際シンボルマークには、「障害者のための国際シンボルマーク¹⁸⁾」「盲人のための国際シンボルマーク¹⁹⁾」「聴覚障害者を示す国際シンボルマーク²⁰⁾」の3種類がある【表5参照】。

表5 障害者に関する国際シンボルマーク



	<p>障害者のための国際シンボルマーク</p> <p>建築上の障壁がなく、障害者が容易に利用できる建築物および施設であることを示している</p>
	<p>盲人のための国際シンボルマーク</p> <p>視覚障害者自身のことを示す。また、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器であることを示している。</p>
	<p>聴覚障害者を示す世界共通のシンボルマーク</p> <p>世界ろう連盟（World Federation of : WFD）が、1979年ブルガリアで開催した総会時に一般全員による投票により半数以上の支持を得たもの。1980年に一般に紹介されてからは、いくつかの国で定期刊行物やポスターに使用されている。また、ろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所でも使用されている。</p>

しかし、障害者福祉に関する国際的なシンボルマークの規定は、3種類だけにとどまり、様々な場面において、国民の共通理解を図るために、各国は独自のシンボルマークを制定した上で運用している。

現在、日本国内で使用されているマークも図記号として「標準案内用図記号」と同様に、その役割を担う必要がある。例えば、道路交通法では「身体障害者標識」「聴覚障害者標識」の2種類が制定されている【表6参照】。2002（平成14）年6月1日施行の改正道路交通法では、障害者の欠格事由の見直しに伴い、肢体不自由

者が自動車を運転する場合、「身体障害者標識」を表示する努力義務が規定された。この「身体障害者標識」を表示する自動車に対して、他の自動車は割り込んだり、幅寄せしたりすることが禁じられ、違反した場合は交通違反となる^{21) 22)}。また、2008（平成20）年6月1日施行の改正道路交通法では、聴覚障害者に対する欠格事由の見直しに伴い、条件付きではあるが、聴覚に障害のある人も自動車の免許が取得可能となった。自動車などを運転する場合に「聴覚障害者標識」の表示義務が規定された。この「聴覚障害者標識」を表示する自動車に対して、他の自動車は割り込んだり、幅寄せしたりすることが禁じられ、違反した場合は交通違反となる^{23) 24)}。

表6 道路交通法規定の障害者関係シンボルマーク

	身体障害者標識(四つ葉マーク、クローパーマーク) 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている者が運転する車に表示する標識(マーク)である。このマークの表示は、努力義務となっている。
	聴覚障害者標識 聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている者が運転する車に表示する標識(マーク)である。このマークの表示は、義務となっている

さらに、日本国内では、福祉関連のシンボルマークとして、厚生労働省や各協会が定めた「耳マーク」「ほじょ犬マーク」「ハート・プラスマーク」が普及・啓発の一助を担っている【表7参照】。



第1に、「耳マーク」は、昭和50（1975）年に、名古屋市中途失聴難聴者協会によって考案され、「難聴者（聞こえが不自由）を表す」マークとして全国に波及していった。公共の窓口等で、聴覚障害者自らがシールやカードに表示された「耳マーク」を提示することで、不利益がない様にするためのマークである。聴覚障害者自らが「耳マーク」を身につけることで、聴覚障害者の実情を社会一般に広く認知し、バリアフリー社会推進に必要な理解を深めていくことも大きな目的となっている²⁵⁾。

第2に、「ほじょ犬マーク」は、2002（平成14）年10月から施行された「身体障害者補助犬法」の普及啓発のため、厚生労働省が制定したシンボルマークである。身体障害者が公共施設・公共交通機関等を利用

する場合、補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）同伴での入場・利用が可能であることを意味するマークである。補助犬がペットでなく障害者を介助する特別な犬であるという啓発もマークの目的である²⁶⁾。

第3に、「ハート・プラスマーク」は、2004（平成16）年に「身体内部(心臓,呼吸機能,腎臓,膀胱,直腸,小腸,免疫機能)に障害がある者」への理解を促進するために、内部障害者・内臓疾患者らが創設したシンボルマークである。公共の窓口等で、内部障害者自らが、シールやカードに表示された「ハート・プラスマーク」を提示することで、不利益がない様にするためのマークである。内部障害者自らが、「ハート・プラスマーク」を身に付けることで周囲の理解を深める役割をしている²⁷⁾。

表7 国内で使用の障害関係シンボルマーク

	耳マーク (全国中途失聴難聴者協会が制定) 名古屋市中で制定され、全国に広がっていった「難聴者（聞こえが不自由）を表す」マークである。公共の窓口等で不利益がない様に、聴覚障害者自身が、シールやカードに表示された耳マークを提示する。
	ほじょ犬マーク (厚生労働省が制定) 身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)同伴での入店・利用が可能であることを意味するマークである。補助犬がペットでなく障害者を介助する特別な犬であることを啓発することもマークの目的である。
	ハート・プラスマーク (特定非営利活動法人ハート・プラスの会が制定) 「身体内部（心臓,呼吸機能,腎臓,膀胱,直腸,小腸,免疫機能)に障害がある人」を表しており、内部障害者自身が、シールやカードに表示されたハート・プラスマークを提示することで、理解を得る役割をしている。

このようにマークという図記号を使用し、情報発信することで、周囲からの配慮が必要であることを視覚的に表示し、様々な人々が共存、共生することが可能となる。つまり、マークが地域住民に普及することで、より分かりやすく情報を発信または取得することができ、周囲に対する互いの配慮が生まれ「心のバリア」に対する取組みのきっかけとなり、共生社会実現への第一歩と位置付けられる。日本政府が考える、「こ

れまで、公共交通機関、公共施設、住宅・建築物の整備等のハード面の取組みが着実に進められているが、実際の利用者にとって利用しやすいものとなるためには、運営に従事する職員の対応や施設等の利用に関するわかりやすい情報提供などソフト面と一体となった総合的な取組み²⁸⁾が必要であり、「さらにハード・ソフトの取組みの充実に加えて、国民誰もが、支援を必要とする方々の自律した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにする『心のバリアフリー』を推進することにより、初めて共生社会が実現されると考えられる」のである²⁹⁾。

V. 調査の目的

これまでに、「国際シンボルマーク検討委員会」が実施した「シンボルマークに関する意識調査³⁰⁾」や、秋永・鷺田が2004（平成15）年に実施した調査³¹⁾などがあるものの、限定されたごく一部のシンボルマークのみの調査となっている。また、国際シンボルマーク検討委員会や秋永・鷺田が行った先行研究では、シンボルマークに関する回答が選択肢のため、仮に正しい認識が無くても、正解できる確率が高くなり、理解の広がりや正確に調査できていない可能性が高い。

さらに、これまでの調査では対象者が一般の人々に対するものであったが、社会福祉を学ぶ学生を対象とした研究は無く、マークの周知状況や現在の社会福祉教育の在り方を検討する上で有用と考えられる。

現在日本国内で使用されているシンボルマークの内8種類について、社会福祉学部所属の学生が、「見たことがあるかないか」、「見たことがある場合どのようなところで見たか」、「そのマークが何を表していると思うか」について調査を実施した。また、シンボルマークの学びの有無と、障害児・者教育についての関心などについても併せて問うことで、学生の社会福祉に関わる関心事と現在実施されている教育プログラムが添ったものとして考えられるか、明らかにすることを目的として実施した。

障害者などに関するマークについて、福祉専門職を目指す学生の認知がどれほど周知徹底されているか、また正しく認知されているかを知ることで、現在の福

祉専門職養成教育も問題点等を明らかにし、共生社会構築の中核を担うべき福祉専門職の今後の在り方について考察し、取組みの一つに活用できるものとする。*なお、近年、各自治体などで「障がい」、「障がい者」などの表記を使用する動きがみられるが、本論文では法律に基づく表記に統一し、「障害」、「障害者」とする。

VI. 調査方法

調査対象：大阪府下の福祉系大学3校の学生（1年生～4年生）131人に調査を依頼した。

調査方法：無記名の質問紙を用いた集合調査

昼休み等の時間を利用し、協力可能な学生に調査の趣旨説明の上、調査票を配布し、記載後に回収箱に投函する方法で回収した。

調査期間：平成22年1月12日～2月9日

調査項目：性別、取得したい資格、障害児・福祉への関心、障害児・者教育への関心、障害児・者福祉に関する学習経験、障害児・者教育に関する受講経験、各シンボルマークに対する認知の有無、どこでマークを実見したか、マークの意味について 等

分析方法：各調査項目に関して、「Microsoft Office Excel 2003」を用いて、「マークに対する認知」と「マークを見た経験の有無」についてクロス集計を行った。また、「マークを見た場所」並びに「マークの意味」に関する記述回答については、KJ法を用いて同類項目を分類の上で、正解と不正解に分けた。

倫理的配慮：調査票への記入は無記名とし、本調査への協力は任意とした。調査票は、「個人情報保護の遵守」に基づき厳重に管理し、「集計・分析」の終了後にシュレッダーにて破棄した。

学習会実施：調査終了後に、調査票で使用した8つの「障害関係シンボルマーク」について、理解を深める啓発を目的として、学習会を実施した。

VII. 調査結果

回答者は131人の学生（男子30人・女子101人）か

ら得られた。最も修得したい資格として「社会福祉士」を希望する学生が「96人(73.7%)」と半数以上であり、

次いで「保育士」を希望する学生が「29人(22.1%)」と多かった【表8参照】。

表8 回答者一覧(「性別」と「最も取得したい資格」のクロス集計)

単位:人()内は%

	精神保健福祉士	保育士	社会福祉士	幼稚園教諭免許	小学校教諭免許	中学校教諭免許	合計
男性	1 (0.8%)	7 (5.3%)	20 (15.3%)	0 (0%)	1 (0.8%)	1 (0.8%)	30 (22.9%)
女性	1 (0.8%)	22 (16.8%)	76 (58.0%)	2 (1.5%)	0 (0%)	0 (0%)	101 (77.1%)
合計	2 (1.5%)	29 (22.1%)	96 (73.7%)	2 (1.5%)	1 (0.8%)	1 (0.8%)	131 (100%)

表9は、それぞれのマークに関して、「見たことがある」または「見たことはない」という問いに対する

回答をまとめたものである【表9参照】。

表9 各シンボルマークの実見経験の有無

単位:人()内は%

	見たことがある	見たことはない	無回答
問1のマーク: 障害者のための国際シンボルマーク	127 (96.9%)	4 (3.1%)	0 (0%)
問2のマーク: 盲人のための国際シンボルマーク	35 (26.7%)	96 (73.3%)	0 (0%)
問3のマーク: 聴覚障害者を示す国際シンボルマーク	5 (3.8%)	126 (96.2%)	0 (0%)
問4のマーク: 耳マーク	6 (4.6%)	125 (95.4%)	0 (0%)
問5のマーク: 身体障害者標識	58 (44.3%)	73 (55.7%)	0 (0%)
問6のマーク: ほじょ犬マーク	27 (20.6%)	104 (79.4%)	0 (0%)
問7のマーク: 聴覚障害者標識	27 (20.6%)	104 (79.4%)	0 (0%)
問8のマーク: ハート・プラスマーク	18 (13.7%)	113 (86.3%)	0 (0%)

下記の表10は、マークを見たことがある人に対して、「どのようなところで見たか」(複数回答含む)という問いに対する回答をまとめたものである【表10参照】。

問1のマークを「見たことがある」と回答した学生127人に「このマークをどのようなところで見たか」と尋ねたところ、「トイレ」が96人(75.6%)で一番多くを占めた。次いで、「駐車場」35人(27.6%)、「エレベーター」29人(22.8%)であった。また、「電車」が11人(8.7%)、「バス」が8人(6.3%)、「駅」が7人(5.5%)であった。

問2のマークを「見たことがある」と回答した学生35人に「このマークをどのようなところで見たか」と尋ねたところ、「思い出せない」が13人(38.2%)と最も多かった。次いで、「信号機」が11人(31.4%)、「歩道、横断歩道」が6人(17.1%)であった。

問3のマークを「見たことがある」と回答した学生5人に「このマークをどのようなところで見たか」と尋ねたところ、4人のみが具体的な場所を記載しており、「教習所」「博物館」「遊園地」「聾唖学校付近の看板」(各20%)であった。

問4のマークを「見たことがある」と回答した学生6人に「このマークをどのようなところで見たか」と尋ねたところ、3人の記載があったものの、「思い出せない」と、具体的な場所が記載されていなかった。

問5のマークを「見たことがある」と回答した学生58人に「このマークをどのようなところで見たか」と尋ねたところ、「自動車」が23人(39.7%)と最も多く、次いで「教習所」が6人(10.3%)であった。また、「思い出せない」と答えた学生が10人(17.2%)であった。

問6のマークを「見たことがある」と回答した学生27人に「このマークをどのようなところで見たか」と尋ねたところ、「百貨店、スーパーなど」が21人(77.8%)と最も多く、次いで「レストラン・喫茶店」等の飲食に関する場所が5人(18.5%)であった。「思い出せない」が3人(11.1%)であった。

問7のマークを「見たことがある」と回答した学生27人に「このマークをどのようなところで見たか」と尋ねたところ、「自動車」が11人(40.7%)、「教習所」が6人(22.2%)、「お店のチラシ」が1人(3.7%)、「思い出せない」が1人(3.7%)であった。

問8のマークを「見たことがある」と回答した学生18人に「このマークをどのようなところで見たか」と尋ねたところ、「病院」が7人(38.9%)、「電車」が5人(27.8%)、「思い出せない」が5人(27.8%)、「駅」が2人(11.1%)、「公共施設」並びに「AED」が各1人(5.6%)であった。

表11は、それぞれのマークに関して、「何を表していると思うか」という問いに対する回答をまとめたものであり、下表では回答者の記述内容・表現をできる限りそのまま活かしている【表11参照】。なお、正答率は、「正答した学生÷各マークについて回答した全

表10 「マークをどこで見たか」

複数回答有 ()内は人数・%

問1のマーク  127人	トイレ(96人・75.6%)、駐車場(35人・27.6%)、エレベーター(29人・22.8%)、電車(11人・8.7%)、バス(8人・6.3%)、駅(7人・5.5%)
問2のマーク  35人	信号機(11人・31.4%)、歩道・横断歩道(6人・17.1%)、思い出せない(13人・38.2%)
問3のマーク  5人	教習所(1人・20%)、博物館(1人・20%)、遊園地(1人・20%)、聾唖学校付近の看板(1人・20%)、無回答(1人・20%)
問4のマーク  6人	思い出せない(3人・50%)、無回答(3人・50%)
問5のマーク  58人	自動車(23人・39.7%)、教習所(6人・10.3%)、思い出せない(10人・17.2%)、無回答(19人・32.8%)
問6のマーク  27人	スーパー・百貨店等(21人・77.8%)、レストラン・喫茶店(5人・18.5%)、思い出せない(3人・11.1%)
問7のマーク  27人	自動車(11人・40.7%)、教習所(6人・22.2%)、お店のチラシ(1人・3.7%)、思い出せない(1人・3.7%)、無回答(8人・29.6%)
問8のマーク  18人	病院(7人・38.9%)、電車(5人・27.8%)、駅(2人・11.1%)、公共施設(1人・5.6%)、AED(1人・5.6%)、思い出せない(5人・27.8%)

学生」で算出している。

131人の学生に対して「問1のマークは何を表していると思うか」（複数回答含む）と尋ねたところ、124人から回答が得られた。多くの者が車イスに関連させた回答内容であり、正解者は0人（0%）であった。回答の主な内訳は「車イス専用」が11人（8.9%）、「車イス（の人）専用」が7人（5.6%）、「車イスの人優先」が7人（5.6%）、「車イス用のトイレ」が5人（4.0%）「車イス」が5人（4.0%）、「車イス利用者」が5人（4.0%）などであった。また、124人の回答の内、記述の中に「車イス」という言葉を使用した回答が115人（92.7%）であった。これらの回答以外では「身体障害」「障害者のためのもの」「体の不自由な人」「足の不自由な人」などがあつた。

131人の学生に対して「問2のマークは何を表していると思うか」（複数回答含む）と尋ねたところ、122人から回答が得られた。回答学生のうち35人（28.6%）が正解であり、内訳は「視覚障害者（目の不自由な人）の方」が33人（27.0%）、「視覚障害者（盲人）に配慮された場所・建物・設備」が2人（1.6%）であった。正答以外の主な回答内容は、「視覚障害がある人優先」が7人（5.7%）、「目の見えない人が通るところ」が7人（5.7%）、「点字ブロック」が7人（5.7%）などであった。また、122人の回答の内、記述の中に目の不自由さに関する回答が含まれたものが110人（90.2%）で、これらの回答以外では「わからない」「高齢者」が2人（1.6%）ずつで、「杖をついた方」「地雷探索」が1人（0.8%）ずつあつた。

131人の学生に対して「問3のマークは何を表していると思うか」と尋ねたところ、125人から回答が得られた。回答学生のうち50人（40.0%）が正解であり、内訳は「聴覚障害者（耳の不自由な人）の方」が39人（31.2%）、「聴覚障害者（耳の不自由な方）に配慮された場所・建物・設備」が11人（8.8%）であった。正答以外の主な回答内容は、「聴覚障害者の何か」が9人（7.2%）、「わからない」が10人（8.0%）などであった。また、125人の回答の内、記述の中に耳の不自由さに関する回答が含まれたものが、111人（88.8%）であった。これらの回答以外では、「聴覚障害者立ち入り禁止」2人（1.6%）、「聴覚障害者は危険に注意」2人（1.6%）や、「音を出してはいけない」1人（0.8%）、「携帯電話等の通信機器使用禁止」1人（0.8%）などが見受けられた。

131人の学生に対して「問4のマークは何を表していると思うか」と尋ねたところ、113人から回答が得られた。「わからない」88人（77.9%）が最も多く、正答者は0人（0%）であった。113人の回答の内、記述の中に耳の不自由さに関する回答が含まれたものが、2人（1.8%）であった。この回答以外では、「思いつかない」が4人（3.5%）、「バリアフリー」3人（2.7%）、「まっすぐ進む」「直進方向」「行き止まり」「山道」「北海道」「自然保護」「緑」「エコ」「木」「自然」が、それぞれ1人（0.9%）ずつ見受けられた。

131人の学生に対して「問5のマークは何を表していると思うか」と尋ねたところ、118人から回答が得られた。回答学生のうち7人（5.9%）が正解であった。正答以外の主な回答内容は、「わからない」が54人（45.8%）で最も多く、「障害者が運転」が7人（5.9%）、「忘れた」が6人（5.1%）、「肢体不自由」並びに「幸せ」がそれぞれ5人（4.2%）、「高齢者」が4人（3.4%）というのが主な回答であった。118人の回答の内、記述の中に身体の不自由さなどに関する回答が含まれたものが、27人（22.9%）であった。これらの回答以外では、「クローバー」「自然」や「緑を大切に」などがそれぞれ4人（3.4%）、「みんな仲良く」「優しく」「思いやり」「人に親切に」「ライフ」や「平和」がそれぞれ1人（0.8%）ずつ見受けられた。

131人の学生に対して「問6のマークは何を表していると思うか」と尋ねたところ、126人から回答が得られた。回答学生のうち90人（71.4%）が正解であり、全体の2/3以上を占めていた。また、126人の回答の内、記述の中に補助犬という言葉を使用した回答が123人（97.6%）であった。回答の大半が「補助犬の受け入れ可能」という回答であったが、「補助犬の為の犬を受け取ります」や「補助犬募集中」「補助犬を育てる」なども1人（0.4%）ずつ見受けられた。

131人の学生に対して「問7のマークは何を表していると思うか」と尋ねたところ、109人から回答が得られた。回答学生のうち14人（12.8%）が正解であった。正答以外の主な回答内容は、「わからない」が70名（64.2%）、「ちょうちょ」が9人（8.3%）が主な回答であった。また、109人の回答の内、記述の中に聴覚障害などに関する回答が含まれたものが、2人（1.8%）であった。これらの回答以外では、「忘れた」4人（3.7%）、「虫」や「高齢者」「乳幼児など」が各3人ずつ（2.8%）、「花

畑」「自然関係」「人権の大切さ」が各1人(0.9%)ずつであった。




131人の学生に対して「問8のマークは何を表していると思うか」と尋ねたところ、127人から回答が得られた。回答学生のうち13人(10.2%)が正解であった。正答以外の主な回答内容は、「ペースメーカーの使用やそれに伴う配慮」などが70人(55.1%)と最も多く、次いで「心臓疾患」が24人(18.9%)、「わから

ない」が22人(17.3%)、「AEDなどの機材」が4人(3.1%)であった。また、127人の回答の内、記述の中に内臓疾患などに関する回答が含まれたものが、11人(8.7%)であった。これらの回答以外では、「携帯電話等の電子機器の使用を控える呼びかけ」「献血や血液に関するもの」が各2人(1.6%)ずつ、「ドナーか何か」「単電気ショック」が各1人(0.8%)ずつであった。

表11 「マークは何を表していると思うか」

複数回答有 () 内は人数

<p>【問1】 障害者のための国際シンボルマーク</p>  <p>回答 124 人</p>	<p>正解者 0 名 (0%) : 障害者が利用できる場所・建物・設備 (該当者なし)</p> <p>【誤答例】 車イス (の人) 専用 (18 人・14.5%) 車イスの人優先 (7 人・5.6%) 車イス用のトイレ (5 人)、車イス (5 人)、車イス利用者 (5 人) 【各 4.0%】 身体障害者 (2 人・1.6%)、その他 (81 人・65.3%) 足の不自由な人 (1 人)、障害者のための何か? (1 人) 【各 0.8%】</p>
<p>【問2】 盲人のための国際シンボルマーク</p>  <p>回答 122 人</p>	<p>正解者 35 人 ①視覚障害者 (目の不自由な方) (33 人) 正答率 28.6% ②視覚障害者 (目の不自由な方) に配慮された場所・建物・設備 (2 人)</p> <p>【誤答例】 視覚障害者 (盲人) (目の不自由な方) 専用・優先 (7 人・5.7%) 視覚障害者専用の通り道 (7 人・5.7%)、点字ブロック (7 人・5.7%) 高齢者 (2 人)、わからない (2 人) 【各 1.6%】、その他 (27 人・22.1%) 杖をついた方 (1 人)、地雷探索 (1 人) 【各 0.8%】</p>
<p>【問3】 聴覚障害者を示す国際シンボルマーク</p>  <p>回答 125 人</p>	<p>正解者 50 人 ①聴覚障害者 (耳の不自由な方) (39 人) 正答率 41.0% ②聴覚障害者 (耳の不自由な方) に配慮された場所・建物・設備 (11 人)</p> <p>【誤答例】 聴覚障害者の何か (9 人・7.2%) 聴覚障害者立ち入り禁止 (2 人)、聴覚障害者は危険に注意 (2 人) 【各 1.6%】 音を出してはいけない (1 人)、携帯電話等の通信機器使用禁止 (1 人) 【各 0.8%】 その他 (50 人・40.0%)、わからない (10 人・8.0%)</p>
<p>【問4】 耳マーク</p>  <p>回答 113 人</p>	<p>正解者 0 名 (0%) : ①耳マーク、②聴覚障害者のマーク 【それぞれ該当者なし】</p> <p>【誤答例】 バリアフリー (3 人・2.7%)、思いつかない (4 人・3.5%)、わからない (88 人・77.9%) まっすぐ進む (1 人)、直進方向 (1 人)、行き止まり (1 人)、山道 (1 人)、北海道 (1 人)、自然保護 (1 人)、緑 (1 人)、エコ (1 人)、木 (1 人)、自然 (1 人)、補聴器を使っている (1 人)、難聴、ろうに関する何か (1 人) 【各 0.9%】</p>
<p>【問5】 身体障害者標識</p>  <p>回答 118 人</p>	<p>正解者 7 人・正答率 5.9% : 身体障害者が運転している (マーク) (7 人)</p> <p>【誤答例】 身体障害者に関する何か (27 人・22.9%)、障害者が運転 (7 人・5.9%) 肢体不自由 (5 人)、幸せ (5 人) 【各 4.2%】、忘れた (6 人・5.1%) 高齢者 (4 人)、クローバー (4 人)、自然 (4 人)、緑を大切に (4 人) 【各 3.4%】 みんな仲良く (1 人)、優しく (1 人)、思いやり (1 人)、人に親切に (1 人)、ライフ (1 人)、平和 (1 人) 【各 0.8%】、わからない (54 人・45.8%)</p>

<p>【問 6】 ほじょ犬マーク</p>  <p>126人</p>	<p>正解 90人・正答率 71.4%：補助犬（対応） 可能な場所・建物・設備（90人）</p> <p>【誤答例】 補助犬関係の○○（33人・26.2%） 補助犬の為の犬を受け取ります（1人） 補助犬募集中（1人） 補助犬を育てる（1人）、 介助犬を増やそう（1人）【各 0.4%】</p>
<p>【問 7】 聴覚障害者標識</p>  <p>109人</p>	<p>正解 14人・正答率 12.8%：聴覚障害者が運転している（マーク）（14人）</p> <p>【誤答例】 わからない（70人・64.2%）、ちょうちょう（9人・8.3%）、忘れた（4人・3.7%） 虫（3人）、高齢者（3人）、乳幼児など（3人）【各 2.8%】、花畑（1人）、自然関係 （1人）、人権の大切さ（1人）【各 0.9%】、聴覚障害関係の○○（2人・1.8%）</p>
<p>【問 8】 ハート・プラスマーク</p>  <p>127人</p>	<p>正解 13人・正答率 10.2%：内臓障害（疾患）のある方（13人）</p> <p>【誤答例】 ペースメーカーの使用（に伴う配慮）（70人・55.1%）、心臓疾患（24人・18.9%）、 わからない（22人・17.3%）、AEDなどの機材（4人・3.1%）、内臓疾患関係の○ ○（11人・8.7%）、携帯電話等の電子機器の使用を控える呼びかけ（2人）、献血や 血液に関するもの（2人）【各 1.6%】、ドナーか何か（1人）、簡単電気ショック（1 人）【各 0.8人】</p>

Ⅷ. 考察

本調査で確認できることは「1. 福祉専門職を目指す学生がどれ位シンボルマークを理解しているのか」ということと同時に「2. 福祉専門職を目指す学生に対して、どれ位シンボルマークの表示・設置が普及しているのか」という2点である。

1. シンボルマークの正確な認識について

問1のマークの回答の正誤については、正答者が0人（正答率0%）で、131人全員が正しく回答を記載していたとは考え難いものであった。このマークは127人（96.9%）のほとんどの学生が見たことがあるにも関わらず、正しく認識されていなかった。その理由として、このマークは車イスの図柄で表されており、車イスに関する何らかのマークと思い込んでしまう可能性が考えられる。今回の調査でも、115人（92.7%）の学生が車イスという言葉を使用しこのマークを説明している。すなわち、車イス使用者のみを対象としたマー

クとして認識されている。このような場合、他の視覚的に認識し難い障害を持った人が利用した場合に「どうして車イスを利用していない人が使うのか」という誤解されることが危惧される。実際、スーパーマーケットやショッピングモールで障害者用の駐車場を出入り口近くに設置している店舗が増加しているが、「身体障害者専用」や「車イスの方優先」という誤った表示や説明がなされている所もある。この様な「日常的誤り」が誤解を生み、ステレオタイプ化している一因と考えられる。

問2のマークの回答の正誤については、35人（正答率28.6%）が正しく回答を記載していたと考えられた。しかし35人中23人（65.7%）はマークを見たことがない学生であった。半数以上の学生が見たことがないにも関わらず、正しく認識できたことはある程度マークが表示したい内容と合致していると考えられる。一方で、このマークを見たことがある学生35人（26.7%）の内、23人（65.7%）の学生が誤った回答をしていた。つまり、マークを見た人の受け取り方や推測で、表示内容が取り違えてしまう可能性が考えられる。

問3のマークの回答の正誤については、50人（正答

率41.0%) が正しく回答を記載していたと考えられた。このマークは5人(3.8%)の学生しか見たことがないにも関わらず、50人(41.0%)が正しく回答していた。マークと表示内容とがある程度合致していると考えられる。しかしながら、5人(3.8%)しか見たことがないということは、我々の社会の中で浸透していない現状が伺える。

問4のマークの回答の正誤については、正答者が0人(正答率0%)で131人全員が正しく回答を記載していたとは考え難いものであった。マークが緑色ということもあり、「自然保護」「山道」「緑」「自然に関すること」「木」「エコ」などの回答や、「まっすぐ進んでください」「直進方向」「行き止まり」などの矢印として認識した学生がおり、マークと表示内容とが合致していない可能性が伺える。また、このマークも6人(4.6%)の学生しか目にしておらず、まだまだ社会に浸透していない可能性が考えられる。

問5のマークの回答の正誤については、7人(正答率5.9%)が正しく回答を記載していたと考えられた。このマークは58人(44.3%)の学生が見ており、ある程度マークが浸透していることが考えられる。しかしながら、マーク自体が四葉のクローバーゆえに、「クローバー」や「自然」「緑を大切に」「みんな仲良く」「優しく」「思いやり」「人に親切に」「ライフ」「平和」など、マークと表示内容とが合致していない、もしくは本来の表示内容を推測しづらいと考えられる。また、このマークが道路交通法に規定されていることから、自動車免許取得の際に見たことがある、表示内容を知った可能性が考えられ、運転免許を持っていない学生には馴染みがない可能性が考えられる。

問6のマークの回答の正誤については、90人(71.4%)が正しく回答を記載していたと考えられた。マーク自体に「Welcome」「ほじょ犬」の言葉が使用されているため、表示内容が推測しやすいと考えられる。しかしながら、このマークを見たことがある学生が27人(20.6%)であり、一層のマークの浸透が望まれる。

問7のマークの回答の正誤については、14人(12.8%)が正しく回答を記載していたと考えられた。このマークは27人(20.6%)の学生が見ており、まだまだマークの浸透が望まれる。マーク自体が「蝶」を使用していることから、「蝶蝶9人(8.3%)」や「花畑1人(0.9%)」「自然関係1人(0.9%)」などを連想し、「わ

からない70人(64.2%)」が半数を超えていることから、マークを一見しただけで表示内容を推し量ることが難しいと考えられる。このマークも問5のマークと同様に、自動車免許取得の際に見たことがある、表示内容を知った可能性が考えられ、運転免許を持っていない学生には馴染みがないことが考えられる。

問8のマークの回答の正誤については、13人(10.2%)が正しく回答を記載していたと考えられた。このマークは18人(13.7%)の学生が見ており、このマークの浸透や認知が低いことが伺える。また、「ペースメーカーの使用やそれに伴う配慮」などが70人(55.1%)と心臓のみを強調されて認識してしまうことや、「AEDなどの機材」も4人(3.1%)いることから、他のマークとの違いが分かりにくい可能性が考えられる。

以上のように、8つの障害関係シンボルマークについて、福祉専門職を目指す学生の認知実態を明らかにしてきたが、それぞれのマークにおいて何らかの問題があり、十分に学生に浸透しているとはいえなかった。

シンボルマークの普及と認知は、バリアフリーの浸透のみならず、ノーマライゼーション社会の実現に向けたプロセスに於いて非常に重要な役割を担っている。渡辺・西畑(2000)の言う通り「国際化が進む現代社会において、言語や文化の壁を乗り越えることのできる『グローバルな非言語的コミュニケーション手段=シンボルマーク』」なのであれば³²⁾、シンボルマークは「トイレ」を示すピクトグラムのように、例えそれを知らない者が一見しても理解できるものでなければならぬ。

今回の調査で使用したマークの内、過半数の学生が見たことがあるマークは問1のマークのみで、まだまだ我々の社会生活の中に浸透していると考え難い。また、正解率も問6のマークのみ過半数を超えただけで、正解率が0のマークが問1と問4のマークの2つが見受けられた。見たことが無くても、「このマークならこのような内容を表しているのでは」と推し量りやすいマークを採用することが、マークを使用する意義にもつながると思われる。まずは分かりやすさ、表示内容をより連想しやすいマークを採用することで、より多くの人々の理解と共感を得ることができるとと思われる。同様にマークの図柄に使用する色も配慮することが必要かもしれない。例えば緑色を使用

すると自然に関するマークと誤認する可能性が考えられる。

8つの障害関係シンボルマークの中で、国内に限ってはあるが、「ほじょ犬マーク」は、今回の調査で見える限り「一見して誰もが分かるマーク」と言える。シンボルマークが、バリアフリー社会の構築の一助を担うのであれば、福祉専門職を目指す学生にさえ分かりにくいシンボルマークは、一般の人々にとってはもっと理解しがたいマークである可能性が高く、マーク自体を見直す必要があるかもしれない。ただし、「聴覚障害者を示す国際シンボルマーク」「耳マーク」「ハート・プラスマーク」等は、実見した経験のある学生自体の割合が非常に低く、普及や表示のあり方に課題を持っている可能性が高い。また、「障害者のための国際シンボルマーク」のように、誰もが目にしているにも関わらず、誤った認識の多いマークについては、正しい普及啓発のあり方を検討する必要がある。

2. シンボルマークと学習経験について

今回の調査では、福祉専門職を目指す学生の「障害関係シンボルマーク」に対する認知の低さが浮き彫りになった。

本調査では、問13で「シンボルマークに対する学習経験」を尋ねているが、131人中104人(79.3%)の学生がシンボルマークの「学習経験なし」と回答しており、これらのマークが十分周知されていない現状が明らかになった。また、学習経験場所としては、「自動車教習所」での学習経験が11人と最も多かった。福祉専門職を目指しながら、大学では福祉関係のシンボルマークに関する授業を受講しておらず、教習所でのみシンボルマークについて学習している現状に愕然としている。

国民のバリアを取り除くため、シンボルマークによる理解を深め、バリアフリー概念普及の取り組みの1つとしてシンボルマークは存在する。福祉専門職が、バリアフリー社会やノーマライゼーション社会の構築に関して、中核を担う職種であるにも関わらず、福祉関係シンボルマークについての認知が低いどころか、認知力を向上したり、誤認や無知を是正したりする学習の場がないのである。福祉専門職が誤認を持つことは、誇張して言うなら、ステレオタイプや偏見の助長

に加担することにもつながる可能性がある。

また本調査では、問9で「障害児の支援や施策に関心があるか」と尋ねたところ、131人中124人(94.6%)の学生が関心を持っており、問10で「障害者の支援や施策に関心があるか」と尋ねたところ、131人中115人(87.8%)の学生が関心を持っており、それぞれ非常に高い関心を持ち合わせていた。福祉専門職を目指す学生が「シンボルマークに対する認識が低現状」と「障害児・者の支援や施策に対する高い関心を抱いている現状」を考慮するならば、社会福祉の教育内容に位置づけることが望まれる。今回の調査では、自動車運転免許の取得に伴うと思われるが、小学校、中学校、高等学校の福祉関係の授業やホームヘルパー資格取得など様々な形態での学習経験が7人ではあるがいたことを考慮すると、社会福祉士に限らず社会福祉に関わる職種を養成する教育に一定のプログラムとして採用することを期待したい。

本調査終了後に、シンボルマークに関する啓発学習会を実施したが、学生自身からは「未知との遭遇」「間違った認識をもっていた」等の意見があった。

単なる調査で終わらずに、調査内容を学習に結びつけることは、米国のパルモア(1977,1988)が「FAQ(The Facts on Aging Quiz)」を用いた誤認修正学習の重要性を指摘するように³³⁾³⁴⁾、短時間であっても、福祉専門職を目指す学生の障害に関する学習が障害やバリアフリーに対する誤解や無知を少なくする可能性が高まったと言えるのではないだろうか。

IX. おわりに

現在、国土交通省はバリアフリー基本構想に基づき、「施設が集積する地区において、面的・一体的なバリアフリーを推進すること」をねらいとし、これによって「誰もが暮らしやすいまちづくりを進めることにつながる」としている。さらに、「今後迎える少子高齢・人口減少社会におけるまちのあり方を具体的に示すことにもつながる」と指摘している。日常生活圏域の市町村が基本構想を推し進めることで、「住民本位の住みやすいまちづくり」が実現するとしている。駅、道路、公園、建築物、信号機などのハード面でのバリアフリー整備はもとより、ソフト面での心のバリアフリーの推

進も具体的に求められる。しかしながら、「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」におけるソフト面の施策が占める割合はまだまだ少なく充実しているとは言い難い。ハード、ソフトの両面の施策推進が相互作用することによって住み慣れた地域で生活を送ることの実現に寄与できるのである。市町村自体が、バリアフリー基本構想の進捗状況や具体的な取り組みなど公に報告するなど、積極的な市町村もあるものの、国土交通省が発表した「市町村バリアフリー基本構想の作成状況に関する調査」の結果では、基本構想の作成予定がないとした市町村は1800市町村の内の1335市町村にのぼり、より積極的な施策展開のための具体的な取り組みが望まれるのが現状である。「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき基本構想を作成することができるとしているが、安心した地域生活の確保を得るためにも、作成できる規定から作成義務規定としたうえで国民一人ひとりの責務として我々も意識化する必要がある。共生社会の実現の第一歩の目安として、まずはシンボルマークを見ただけで、障害当事者を含む誰もが表示内容を理解できる「デザイン(形状・色彩等)」にすることが重要である。そして、そのシンボルマークが広く社会に認知されるよう、啓発学習を効果的な形で実施することが望まれる。

ただし、最終的には地域社会にこれらのシンボルマークが存在しなくても、全ての人々がお互いの存在を認め合い、尊重しあう日常生活を送れるような社会になることを願いたい。

引用文献

- 1) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課「平成18年身体障害児・者実態調査結果：表3」、p7、2006
- 2) 厚生労働省社会・援護局「平成18年身体障害児・者実態調査結果：表1」p3、2006
- 3) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課「平成17年度知的障害児(者)基礎調査結果の概要：表1」p6-7、2007(2010年9月20日確認)
<http://www.pref.kagawa.jp/shogaihukushi/fukushijoho-hp/news/chitekishougaisyakisochoosa-gaiyou.pdf>
- 4) 内閣府「平成13年版障害者白書」財務省印刷局、2002
- 5) 内閣府「平成17年版障害者白書」国立印刷局、2005

- 6) 内閣府「平成21年版障害者白書」日経印刷、2009
- 7) 「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱～国民一人ひとりが自立しつつ互いに支え合う共生社会に実現を目指して～(平成20年3月28日)」バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議、2008
- 8) 前掲注7)、p1
- 9) 前掲注7)、p1
- 10) 立花直樹「学生の高齢者・高齢社会に対する調査研究：高齢者・高齢社会の誤解・偏見の解消に向けて」関西学院大学社会学研究科修士論文、p18-22、2007
- 11) 前掲注1)、p2
- 12) 交通エコロジー・モビリティ財団「案内用図記号の統一化と交通、観光施設等への導入に関する調査報告書」日本財団、2001
- 13) 前掲注7)、p1
- 14) 渡辺邦夫・西畑俊英「シンボルマークの実際とその教育への展開」『福井大学教育地域科学部紀要Ⅳ(芸術・体育学・美術編)』vol32、p22、2000
- 15) 青木務編『福祉・住環境用語辞典ハンドブック』103頁参照、保育社、2003
- 16) 寺山久美子「国際シンボルマークの現状と課題」『リハビリテーション研究』No.67、日本障害者リハビリテーション協会、p2-13、1991
- 17) 財団法人日本リハビリテーション協会「国際シンボルマークとは」(2010年9月20日確認)
<http://www.jsrpd.jp/static/symbol/index.html>
- 18) 財団法人日本リハビリテーション協会『国際シンボルマーク使用指針』1993
- 19) 社会福祉法人盲人福祉委員会「このマークをご存知ですか」(2010年9月20日確認)
<http://homepage2.nifty.com/welblind/>
- 20) 障害保健福祉研究情報システム(2010年9月20日確認)
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/other/z00014/z0001402.html>
- 21) 共生社会政策統括官 HYPERLINK "http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html" \t "_top" 障害者施策 障害者に関するマークについて(2010年9月20日確認) <http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>
- 22) 「道路交通法改正・平成14年6月1日：悪質・危険な運転は厳罰!!」全日本トラック協会、2002
- 23) 前掲注21)
- 24) 全日本交通安全協会「道路交通法改正のポイント」(2010年9月20日確認)
<http://www.jtsa.or.jp/new/koutsuhou-kaisei.html>
- 25) 社団法人日本難聴者・中途失聴者団体連合会「全難聴耳マーク部」(2010年9月20日確認)
http://www.zennancho.or.jp/special/mimimark.html#mimi_01
- 26) 厚生労働省「いろんな場所で会おうね。ほじょ犬」(2010年1月20日確認)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/hojyoken/fla/index.html>

27) 特定非営利活動法人ハート・プラスの会『ハート・プラス紹介チラシ』(2010年1月20日確認)

<http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/>

28) 前掲注7)、p4

29) 前掲注7)、p4

30) 前掲注7)、p4

31) 秋山端恵・鷺田孝保「茨城県A市における国際シンボルマークの設置状況と理解度についての調査」『茨城県立医療大学紀要』9, p171-179、2004

32) 前掲注14)、p22

33) Palmore, E. B. (1977) *The Facts on Aging: A short quiz: The Gerontologist*, vol.17, No.4, p315-320.

34) Palmore, E. B. (1988) *The Facts on Aging Quiz (2nd Ed)*, Springer Publishing.

【参考文献】

- ・知的障害者、発達障害者、精神障害者に対応したバリアフリー化施策に係る調査研究委員会編「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」国土交通省、2009
- ・「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進普及方策に関する調査研究 報告書(平成18年2月)」内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付企画調査担当、2006
- ・「日常生活におけるバリアフリー化の実践に関する調査報告書(平成19年11月)」内閣府政策統括官(共生社会政策担当)、2007
- ・「公共サービス窓口における配慮マニュアル 障害のある方に対する心の身だしなみ(平成17年)」障害者施策推進本部、2005
- ・「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン:バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編)(平成19年7月)」国土交通省、2007
- ・「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン:バリアフリー整備ガイドライン(車両等編)(平成19年7月)」国土交通省2007
- ・山澤清「障害者からみた大学のバリア・フリー化への課題-国際シンボルマークの具体的理解の重要性-」『特殊教育学研究』40, p463-469、2003